



商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

東日本大震災に関する 要望活動

当所では、3月11日の東日本大震災以来、一日も早い復興を目指し、各方面、各機関に懇談等を通じての支援要請や要望活動を実施しています。

4月12日には日本商工会議所の岡村会頭が当所に来所され、荒井会頭らと懇談しました。席上荒井会頭が当市の被害状況を説明し、支援を要請しました。内容は以下の通りです。

●支援要望事項

◎原発事故の早期収束

◎放射能に関する風評被害の払拭

◎インフラ問題

・JR常磐線の早期復旧(相馬―亘理間)

・代替バス輸送の運行(相馬―福島間、相馬―仙台間) 増便と料金の引き下げ

・常磐自動車道(相馬―山元間)の早期建設

・あぶくま東道路の早期供用

・相馬港・松川浦漁港の早期復旧

○ガソリン・灯油の安定供給

○罹災者(津波)の再建資金対応

・借入条件の緩和

・無利子や返済猶予期間の設定(3年間)

・税制面での優遇措置

(再建後の固定資産税や登録税)



<挨拶する岡村日商會頭>

等の免除)
・マル経の枠拡充
・小規模企業共済等の100%の解約金返戻
・半壊建物の撤去費用の公的支援

また、日本商工会議所宮城常務(4月2日)、中小企業庁(4月6日)、中小企業基盤整備機構、東北経済産業局(4月12日)に対し東日本大震災の早期復旧・復興を要望した。

●福島県商工会議所連合会

要望事項

○日本商工会議所への要望

- 1、原発事故の安定化と早期収束
- 2、風評被害対策
- 3、被災地域の早期復旧

4、金融支援制度の創設

○政府・東京電力への要望

- 1、福島第一原子力発電所事故の損害賠償に関する迅速な対応
- (1)被害を受けた事業者、住民に速やかな損害賠償
- (2)警戒区域等に限定しない広範囲な損害賠償
- (3)被害の実態を踏まえた対応

2、福島第一原子力発電所事故に関する住民・国内・国外への適切な情報提供

(1)放射線監視の拡充・強化

(2)住民や事業者の立場に立った各区域の設定と十分な説明

(3)国内外の過剰な反応や不当な措置への積極的対応

(4)放射線検査機関の拡充

○東京電力への要望

- 1、原発事故の安定化と早期収束
- 2、間接被害を含めた広範囲な損害賠償

○福島県知事への要望

- 1、原発事故の早期収束
- 2、風評被害対策
- 3、原子力損害賠償
- 4、公共事業の早期発注と地元優先
- 5、建築被災商工会議所に対する支援
- 6、東日本大震災復興基金(仮称)の創設
- 7、小規模事業経営支援事業費の確保

ご厚意に
感謝申し上げます



<荒井会頭と酒井米沢會議所會頭>

去る3月23日米沢商工会議所酒井会頭が当所支援のため来所。米や缶詰などの生活救援物資と義援金を荒井会頭に手渡されました。この救援物資は、4月14日以降順次全会員の皆様にお配りしております。

また、4月29日には米沢市上杉城史苑にて、「米沢ゆかりの地復興チャリティイベント」を開催いただき、それによる収益金や同会場で作成された相馬市民へのメッセージが書かれたよせがきも頂きました。

これまでも、建設部会や青年部の方々の炊き出しボランティアなど、度々のご支援を頂いており、心より御礼を申し上げます。

中 小 企 業 支 援 制 度

－ 国 の 中 小 企 業 向 け 支 援 策 －

金 融

東日本大震災復興特別貸付

- ・ 対 象 者 ①地震・津波等により直接被害を受けた方
→市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可、事後提出可)
②間接被害者 直接被害者(大企業可)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
→直接被害者(取引先)の罹災証明(写しで可、事後提出可)又は被害証明書が必要。
→具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、I) 借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は、II) 借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少した方となります。
- ③その他の方 その他、震災の影響により、業況が悪化している方
- ・ 貸付限度額 日本公庫(中小企業)・商工中金7.2億円、日本公庫(国民事業)4,800万
☆直接・間接被害者(別枠) 日本公庫(中小企業)・商工中金3億円、日本公庫(国民事業)6,000万
- ・ 貸付期間・据置期間 設備資金15年以内、運転資金8年以内(据置期間:最大3年)
☆直接被害者(別枠) 設備資金20年以内、運転資金15年以内(据置期間:最大5年)
☆間接被害(別枠) 設備、運転ともに15年以内(据置期間:最大3年)
- ・ 貸付利率 日本公庫中小事業1.65%、国民事業2.15%、商工中金1.75%
※貸付期間5年以内の基準金利(平成23年5月末現在)
上記貸付利率から、売上等が減少している場合は、▲0.3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%の金利減免措置を利用することが可能です(最大▲0.5%)
☆直接被害者(別枠) 日本公庫中小事業0.25%、国民事業0.75%、商工中金0.35%
貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万)
直接被害者は、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化
☆間接被害者(別枠) 日本公庫中小事業0.75%、国民事業1.25%、商工中金0.85%
さらに、売上等が減少している場合は▲0.3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%
貸付後3年間、3千万円を上限
※事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人等を通じた利子補給制度(実質無利子化)も創設。

マル経融資

小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です

- ・ 対 象 者 <震災特別枠>
直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者の方(※)には貸付限度額、金利引下げ措置を拡充します。
- ・ 貸付限度額 通常枠(1,500万円)と別枠1,000万円
- ・ 貸付金利 1.05%(貸付後当初3年間)平成23年5月末現在
(日本公庫 基準金利から▲1.2%)
- ・ 貸付期間 設備資金10年以内(据置期間1年以内) 運転資金7年以内(据置期間2年以内)
※震災により直接的又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象になります。

雇 用

雇用調整助成金

東日本大震災(※1)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、休業手当等の負担相当額の2/3(中小企業の場合は4/5)を助成されます。(※2)

※1 事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や警戒区域の指定に伴う避難など法令上の制限を理由とするものは対象になりません。このような事情により休業し、休業中の賃金が支払われていない場合は、雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくても失業手当が支給されます。

※2 1人1日当たり7,505円が上限です。

特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職困難者等を雇い入れる事業主に支給される特定求職者雇用開発助成金について、特例措置として、以下の方を公共職業安定所等の紹介により1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りません)。

①震災時に被災地域で就業しており、震災により離職を余儀なくされた方

②震災時に被災地域に居住していた方

- ・助 成 額 中小企業90万円（短時間労働者は60万円） 大企業50万円（短時間労働者は30万円）
- ・問 合 せ 先 ハローワーク相馬（☎ 0244-36-0211）

税 務

税務申告

- ・被災事業用資産の損失の特例（所得税、個人住民税、個人事業税）
平成22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入が可能となるとともに、被災事業用資産による純損失について5年間（現行3年間）の繰越が可能です。また、青色申告者については、平成22年分所得で純損失が生じた場合には、平成21年分所得への繰り戻し還付が認められます。
- ・震災損失の繰戻しによる還付（法人税）
平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について2年間まで遡って繰戻し還付が可能になります。
- ・被災代替資産等の特別償却（所得税、法人税、事業税、住民税）
平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、①被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産（建物、構築物、機械装置）について特別償却が可能になります。※償却率は、取得日と資産の内容により決まります。
- ・問 合 せ 先 相馬税務署（☎ 0244-36-3111）

一 県 の 中 小 企 業 向 け 支 援 策 一

金 融

中小企業等復旧・復興支援事業

空き工場・店舗等による事業再開支援

- ・対 象 者 東日本大震災によって工場等が半壊以上、又は、原発事故の避難指示等により、県内の空き工場等を利用し、事業再開・継続する中小企業者及び中小企業団体
- ・補助対象経費 ①空き工場等を借り上げるための費用（土地及び建物） ②被災した工場等から設備を移設する費用 ③利用するにあたり必要となる改装費④中小企業者等が設備を借り上げるための費用
- ・補 助 率 事業用建物の全壊、又は避難区域等にある中小企業者（補助対象経費の3/4）、半壊（同1/2）
- ・補 助 金 額 ①～④を併せて250千円以上（上限5,000千円）製造業は500千円以上（上限25,000千円）

工場・店舗等再生支援

- ・対 象 者 東日本大震災によって工場等が半壊以上、又は、原発事故の避難指示等により、県内で事業再開・継続するため工場等の建て替え、修繕を行う中小企業者。ただし、被災時の従業員数を維持。
- ・補助対象経費 東日本大震災によって被害を受けた工場等の建て替え（空き工場等購入を含む）、修繕及び設備の取得等に要する費用。（土地購入費及び造成費は除く）
- ・補 助 率 事業用建物が半壊以上、又は、避難区域等にある中小企業（補助対象経費の1/3）
- ・補 助 金 額 500千円以上（上限5,000千円）製造業は1,000千円以上（上限30,000千円）

産業復興支援

- ・対 象 者 東日本大震災によって大規模な工場全壊、又は、原発事故の避難指示等により、県内で事業再開・継続するため工場等の建て替え、修繕を行う企業（製造業）。ただし、被災時の従業員数が100人以上、被災時の従業員数8割以上の維持、建て替え費用1.5億円以上の企業。
- ・補助対象経費 東日本大震災によって被害を受けた工場等の建て替え（空き工場等購入を含む）、修繕及び設備の取得等に要する費用。（土地購入費及び造成費は除く）
- ・補 助 率 事業用建物が全壊、又は避難区域等にある企業（製造業）（補助対象経費の20%）
- ・補 助 金 額 上限1,000,000千円
- ・問 合 せ 先 福島県企業立地課（☎ 024-521-7882）

震災対策特別資金

- ・対 象 者 東日本大震災により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者（罹災証明が必要）
- ・融資限度額 運転資金、設備資金 8,000万円
- ・融 資 期 間 10年以内（うち据置2年以内）
- ・融 資 利 率 固定 年1.5%以内（直接被害者）
固定 年1.7%以内（間接被害者）
- ・保 証 料 率 直接被害 年0.5%（必ず信用保証協会の保証付となります）
間接被害 年0.05%～1.05%
- ・担 保 審査により必要になる場合があります
- ・保 証 人 法人 1名以上 個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- ・取 扱 期 間 平成23年3月25日から

- ・ 申 込 先 県内の金融機関
- ・ 問 合 せ 先 県庁 商工労働部 金融課 (☎024-521-7291)

ふくしま復興特別資金

- ・ 対 象 者 ①東日本大震災による災害により事業所等に損害を受けた方（罹災証明が必要）
②原発事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有し、立退きまたは避難を行っている方
③震災後の最近の3ヶ月間の売上高または販売数量が前年同期に比して10%以上減少している方
- ・ 融資限度額 運転資金、設備資金 8,000万円
- ・ 融 資 期 間 15年以内（うち据置3年以内）
- ・ 融 資 利 率 固定 年1.5%以内（融資後3年間は利子補給）
- ・ 保 証 料 率 年0.5%（必ず信用保証協会の保証付となります）
- ・ 担 保 審査により必要になる場合があります
- ・ 保 証 人 法人 1名以上 個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- ・ 取扱期間 平成23年6月1日から
- ・ 申 込 先 県内の金融機関
- ・ 問 合 せ 先 県庁 商工労働部 金融課 (☎024-525-4070)

特定地域中小企業特別資金

- ・ 事業概要 原発事故により、移転を余儀なくされる中小企業等に対し、県内の移転先において事業を行うために必要な事業資金を供給し、事業継続・再開を支援する
- ・ 対 象 者 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有し、移転を余儀なくされる中小企業等であって、県内へ移転する方
- ・ 貸 付 3千万円以内
- ・ 貸付期間 20年以内（うち据置5年以内、均等返済）
- ・ 金 利 無利子
- ・ 担 保 無担保
- ・ 保 証 人 代表者保証（法人の場合）
- ・ 資金使途 事業資金（運転資金、設備資金）
- ・ 申請期間 平成24年3月末まで随時
- ・ 問 合 せ 先 （公財）福島県産業振興センター (☎024-525-4070)

雇 用**緊急雇用創出基金事業「がんばろう福島！絆づくり応援事業」**

- ・ 事業内容 避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者への経済的支援を行う。
- ・ 雇用創出人数 2,000人（雇用期間10ヶ月）
- ・ 雇用対象者 避難者・失業者（直接被災に合われた方以外も対象）
- ・ 雇用条件 月額15万円程度（フルタイムの場合） ※パート勤務なども可
- ・ 従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所
- ・ 業務内容の例 ・ 入所（入居）者の安否確認・子供の一時預かり・コミュニティスペースの世話役
・ 支援物資の整理・配布等
- ・ 問 合 せ 先 福島県雇用労政課 (☎024-521-7290)

緊急雇用創出基金事業「がんばろう福島！産業復旧・復興事業」

- ・ 事業内容 成長産業分野の企業や新規創業、事業再開する企業に対し事業の復旧・復興に必要な人員を確保するとともに人材育成により産業の振興を図る。以下の3つ
「成長産業振興事業」・「新規創業支援事業」・「事業再開・復興応援事業」
- ・ 雇用創出人数 3,000人
- ・ 対 象 者 避難者・失業者（直接被災に合われた方以外も対象）
- ・ 雇用条件 ◎成長産業振興事業・新規創業支援事業
常用勤務の有期雇用とし、産業人材育成に必要な指導・研修・OJTを行う。
◎事業再開・復興応援事業
常用勤務又はパート雇用の有期雇用とし、産業人材育成に必要な指導・研修・OJTを行う。
- ・ 応募方法 公募により企画提案書を受け付け、研修指導計画、事業終了後の雇用計画等について書類審査し、選考した企業に事業を委託する。（募集は6月、7月、9月の各開始コースを設けて募集を行う）
※募集要項が6月1日に福島県ホームページに掲載されます。
- ・ 問 合 せ 先 福島県企業立地課 (☎024-521-7882)

被災者支援施策説明会



した後、説明に入った。
各担当者が、天災融資制度（東北農政局）、
中小企業支援策（東北経済産業局）、公的
融資制度（日本政策金融公庫中小企業事業・
国民生活事業・農林水産事業）、小規模・
倒産防止共済事業・仮施設設置事業等
（中小基盤整備機構）それぞれの制度につ
いて説明をした。引き続き個別相談会も開
かれ、多くの事業者が相談に訪れた。

女性会定時総会

平成23年定時総会が5月24日相馬商工会
議所で開催された。

総会には会員25名が出席し、新妻はつ子
会長が議長となり 第1号議案・平成22年
度事業報告並びに収支決算、第2号議案・
平成23年度会費の免除について、第3号議
案・平成23年度事業計画（案）並びに収支予
算（案）について審議され、原案どおり承認
された。

続いて、役員改選を行い会長に新妻はつ

平成23年度相馬夏祭り 運営委員会開催

相馬市の恒例行事である「夏祭り」を検
討する「夏祭り運営委員会」が、去る5月
10日に開催された。

本年は、東日本大震災の影響もあり開催
内容を大きく変更せざるを得ない状況にあ
るが、前向きに実施の方向で協議して行く
こととした。

先ず、「相馬野馬追祭」の前夜祭として
の「宵まつり」は、現時点で、野馬追祭の
開催が不明確なため、判断を保留、相馬野

馬追執行委員会の判断を待ち、再度協議す
ることとした。

また「第38回相馬盆踊り大会」について
は、相馬市民の心の拠り所となるイベント
であるため、このような時だからこそ実施
すべきと8月13日（土）にスポーツ相馬アリー
ナ駐車場において開催することとした。主
管である相馬市連合商栄会で詳細について
今後協議する。

尚、本年の夏祭り協賛金については募集
活動は行わない予定です。

●問合せ先 相馬夏祭り運営委員会

相馬商工会議所内 ☎ 3171

子氏が再任された。新役員は次の通り。

会 長	新妻はつ子(再)
副 会 長	鈴木 瑞枝(再)
常任理事	武者寿美子(再)
理 事	松本 晴美(新)
監 事	森 陽子(新)
	小川千恵子(再)
	佐藤カヅ子(再)
	佐藤 悦子(再)
	末永 京子(再)
	米山 千代(再)
	吉田 悦子(再)
	武田貴恵子(再)
	橋本よし子(再)
	渡辺 節子(再)
	三國 実加(新)
	金子 恵子(新)
	木下美智子(新)
	下浦 和子(再)
	白田かおり(新)
	羽柴きぬい(再)

INFORMATION

相馬商工会議所からのお知らせ

復興イベント

「相馬はらがま朝市」開催される



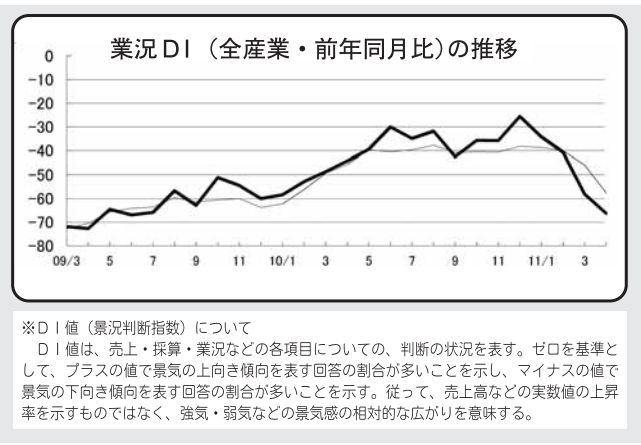
去る5月の3・4・5の3日間と土・日、
朝8時から長友グラウンドにて「相馬はらが
ま朝市」が開催されました。これは一日も
早い復興を目指し、相馬の仲買業者の方々
が中心となつて開催したものです。相馬の
人々に新鮮な魚介類を届けようと、各方面
から仕入れてきたものや、昨年水揚げされ
た相馬の味覚、小女子やシラスなどが販売
されました。また、青海苔味噌汁やカニ汁
なども無料で振舞われ、大勢の市民で賑わ
いました。

この朝市は、6月の週末も開催予定となつ
ておりますので、ご家族お誘い合わせのう
えお出かけ下さい。

生活習慣病検診は

8月下旬に実施予定





商工会議所L O B O（早期景気観測）

2011年 4 月調査結果

L O B O調査は、商工会議所のネットワークを活用して、全国404商工会議所、2577業種組合等の協力により、各地域の「肌で感じる足元の景気感」を全国ベースで毎月調査し、その集計結果をリアルタイムで調査実施会議所へ提供することにより、商工会議所としての景気対策等に関する意見活動などの活発化に資することを目的としています。

概 況

業況DIは、東日本大震災の影響で過去最大の悪化幅を記録

4月の全産業合計の業況DIは、東日本大震災の影響で、前月比▲11・8ポイントの▲57・7と、1989年4月調査開始以来、過去最大の悪化幅（※）を記録した。（※これまでは1997年4月時の▲10・5ポイント）
先行きについては、先行き見通しDIは▲58・1（今月比0.4ポイントの悪化）と、厳しい状況が続く見通し。部材の調達難や仕入価格の一段の上昇、節電に伴う生産の停滞、消費低迷の長期化を懸念する声が多い。

産業別のコメント

【建設業】

- ・「今後、復旧・復興工事が本格化した際、建設資材が被災地に集中することが予想される。被災地以外での品薄、価格上昇が懸念される」（管工事業）
- ・「震災対策関連の公共工事の受注増加には期待」（一般土木建築工事業）
- ・「価格競争力のある一部業者による受注が顕著。競争力に劣る中小・零細業者は全く受注できない」（一般土木建築工事業）
- ・【製造業】
- ・「夏以降の電力の供給状況が読めず、生産体制に苦慮」（自動車・同附属品製造業）
- ・「大手自動車メーカーが東北地方からの部

品を調達できず、操業停止が続いている。そのため、下請けである自社も休業を余儀なくされている」（その他の機械・同部分品製造業）

・「原材料価格の上昇に加え、原油高により燃料費がかさみ、収益が圧迫されている」（石灰製造業）

【卸売業】

・「東日本地域で結婚式のキャンセルが相次ぎ、引出物の需要が落ち込んでいるほか、飲食店の業績不振により業務用食器の注文が減少」（陶磁器卸売業）

・「イベントの自粛・中止に伴いチラシ作製のキャンセルが相次いでいるため、受注が減少」（紙・紙製品卸売業）

・「中国製衣料品の仕入価格が上昇し、採算が悪化」（衣服・日用品卸売業）

【小売業】

・「消費マインドが冷え込んでいる。衣料品・高額品の売上は前年と比べ2桁の減少となる見通し」（百貨店）

・「放射能汚染の風評被害による青果、鮮魚の売上減少を懸念」（総合スーパー）

・「入居しているテナントから賃料の値下げ要求が殺到」（商店街）

【サービス業】

- ・「キャンセルが相次いでいるほか、ビジネス目的の外国人の宿泊も減少。さらに、宴会予約も激減しており、非正規社員の解雇を検討せざるを得ない」（旅館）
- ・「イベントの中止や消費の自粛、風評被害による観光客の減少等、懸念材料が多い。先行きは真つ暗。廃業に追い込まれる業者者が多数出る見通し」（料亭）
- ・「荷主の生産や物流拠点が、被災地から関西や海外への移転が進むようだと、地元経済は破綻しかねない」（運送業）

6月 行事予定

日(曜)	行 事	時間	場 所	日(曜)	行 事	時間	場 所
1 (水)	災害特別相談窓口(※)	9:00	相馬商工会議所	15(水)	優良従業員表彰式	15:00	相馬フローラ
	職員会議	8:30	相馬商工会議所		第119・120回通常議員総会	15:30	相馬フローラ
	正副会頭会議	16:00	相馬商工会議所		議員総会懇親会	17:30	相馬フローラ
2 (木)	平成23年度第1回監事会	9:30	相馬商工会議所	16(木)	第1回県内中小企業相談所長会議	11:00	福島商工会議所
3 (金)	平成23年度火災共済第1回理事会・中小企業共済第1回理事会	10:30	福島市・コラッセふくしま	20(月)	第1回経営指導員研修会（～17日）	13:00	福島商工会議所
	相馬地区経営者協会 理事会・定時総会	14:00	相馬商工会議所		地域活性化実践セミナー「一歩踏み出す農商連携」（～22日）	14:00	静岡県浜松市・カリアック
5 (日)	福島県珠算連盟 各部会・合同部会	10:00	福島市・コラッセふくしま	22(水)	福島県商工会議所連合会 会計監査・第20回全県会議・平成23年度定例会・経済功労顕彰式	15:00	福島市・ウェディングエルティ
9 (木)	福島県経営者協会連合会 事務局長会議	13:00	郡山市・郡山カルチャーパーク	23(木)	社団法人相馬労働基準協会 通常総会	14:30	ヴィンテージガーデン
12(日)	第128回簿記検定試験	9:00	相馬商工会議所	24(金)	東北青色中告会連合会 第1回理事会並・第56回定時総会	13:50	宮城県仙台市・パレスはいあん
15(水)	正副会頭会議	12:00	相馬フローラ	26(日)	第192回珠算暗算検定試験	8:45	相馬商工会議所
	常議員会	13:30	相馬フローラ				

※災害特別相談窓口は平日開設中です。（9:00～17:00）

(※ 6 月 2 日現在)